

一乗地区の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

一乗地区<浄教寺、東新、鹿俣、西新、安波賀、安波賀中島、城戸ノ内>

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	5 経営体
法人	1 経営体

新たな農地集積面積

1.1ha (区域内の農地面積 68ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・担い手を中心に農業用機械の共同利用を行っている。今後も継続していく。
- ・後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っている。今後も継続していく。
- ・シバザクラ等の地被植物の植栽がされ、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減している。今後も継続していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させている。今後も継続していく。
- ・担い手に関して、新規参入はやめ、一乗地区の中で担い手を育成していきたい(ただし、安波賀以北を除く)。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。
- ・平成24年に安波賀町鳥獣害対策協議会及び安波賀中島町鳥獣害対策協議会、平成25年に鹿俣町鳥獣害対策協議会を設立し、地域ぐるみで電気柵

等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力等を行っている。

- ・ 中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。

東郷地区の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

東郷地区<東郷二ヶ、福田、小安、上毘沙門、円成寺>

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	4 経営体
法人	1 経営体
集落営農（任意組織）	3 経営体

新たな農地集積面積

2.8ha（区域内の農地面積 59ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。（小安地区）
- ・直売所を活用した地産地消に取組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。（上毘沙門地区）
- ・シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈作業の労働力を軽減していく。（上毘沙門地区）
- ・農業参入企業を受入れ、農地を集積し、保全していく。（上毘沙門地区）
- ・完熟堆肥などの施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。（上毘沙門地区）
- ・集落営農組織を立ち上げ農作業の受託、農業用機械の共同利用、肥料や農薬の共同購入や耕作放棄地を削減していく。（円成寺地区）
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。（円成寺地区）
- ・担い手に集積・集約化していく。（全地区）

- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。
- ・平成27年に小安町鳥獣害対策協議会を設立し、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力などを行っている。

上筋生田集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

上筋生田

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	9 経営体
法人	1 経営体

新たな農地集積面積

2.8ha (区域内の農地面積 43ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・ 集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ 畦畔除去などのほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・ 担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ 営農・維持管理作業を請負う定年帰農者よる組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。
- ・ 集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・ 多面的機能支払交付金を活用し、用排水路の清掃等を行っている。農道の砂利轆き、用排水路の法面への防草シート張り、幹線農道の舗装等を行っている。
- ・ 神社祭り、夏祭りを開催し、地域コミュニティ形成を図っている。
- ・ 缶拾い、社会奉仕、神社の清掃、花壇の設置、墓地の清掃などを実施し、地域美化に努めている。

上六条集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

上六条

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

新たな農地集積面積

0.1ha（区域内の農地面積 38ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・集落営農組織に向けて、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農の法人化に取り組んでいく。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・集落（地域）外からの農業者を受け入れて、集落（地域）内農業者と共同で野菜栽培に取り組んでいく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、シバザクラの植栽、不法投棄の看板設置等を実施している。

小幡集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

小幡

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	1 経営体
法人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

新たな農地集積面積

0.3ha（区域内の農地面積 72ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・集落営農組織を立ち上げて、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っている。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農の法人化している。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者よる組織を設立し、耕作放棄地を削減している。
- ・シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地

を集積していく。

- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・流通・加工に取り組み、6次産業化を推進していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。
- ・平成24年に小幡町鳥獣害対策協議会を設立し、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋却の協力などを行っている。

佐野集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

佐野

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人

6 経営体

新たな農地集積面積

0.5ha (区域内の農地面積 23ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・水田利用は、できる限り各戸が耕作を続け、地域の農地を維持していく。
- ・畑利用は、中心経営体に位置付けられた認定農業者等が担うとともに、外部からの営農者や就農者を受け入れて、空きハウスの解消に努めていく。
- ・園芸ハウスを利用して、キュウリやトマト、軟弱野菜などの生産を行う。
大規模スマート園芸施設を導入し、栽培の高度化に取り組む。
- ・檻の設置による捕獲や狩猟により鳥獣被害を防止する。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	佐野	令和3年3月18日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	23ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5ha
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

個々の農家が水稻耕作を行っているが、耕作条件が悪いことに加え、高齢化が進んできており、耕作が行われない田んぼが生じてきている。
また、園芸ハウスが多く立地しているが、高齢化と後継者不足により、ピーク時に比べて生産者が減少している。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、できる限り各戸が耕作を続け、地域の農地を維持していく。

畑利用は、中心経営体に位置付けられた認定農業者等が担うとともに、外部からの営農者や就農者を受け入れて、空きハウスの解消に努めていく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	3 経営体	1.6ha	2.1ha
認定農業者(法人)	0 経営体		
集落営農法人	0 経営体		
認定新規就農者	0 経営体		
その他	3 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

< 園芸作物の栽培方針 >

園芸ハウスを利用して、キュウリやトマト、軟弱野菜などの生産を行う。
大規模スマート園芸施設を導入し、栽培の高度化に取り組む。

< 鳥獣被害防止対策の取組方針 >

檻の設置による捕獲や狩猟により鳥獣被害を防止する。

江上集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

江上

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

新たな農地集積面積

6ha（区域内の農地面積 49ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・集落営農法人と認定農業者（法人）の2経営体が中心となって担う。
- ・農地中間管理機構を活用して、農地の集積を図る。
- ・集団転作に取り組み、景観作物としてコスモス栽培を行う。また、もち米の生産・加工を行う。
- ・獣害対策として電気柵・の設置・維持管理を行う。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	江上	令和3年3月18日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	49ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6ha
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

草刈りが負担となってきている。また、排水路の維持・管理が課題となっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農法人と認定農業者(法人)の2経営体を中心となって担う。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	0 経営体	43ha	49ha
認定農業者(法人)	2 経営体		
集落営農法人	1 経営体		
認定新規就農者	0 経営体		
その他	0 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

< 農地中間管理機構の活用方針 >

農地中間管理機構を活用して、農地の集積を図る。

< 新規・特産化作物の導入方針 >

集団転作に取り組み、景観作物としてコスモス栽培を行う。また、もち米の生産・加工を行う。

< 鳥獣被害防止対策の取組方針 >

獣害対策として電気柵の設置・維持管理を行う。

上細江集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

上細江

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	6 経営体
法人	1 経営体

新たな農地集積面積

2.7ha (区域内の農地面積 57ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農の法人化に取り組んでいく。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・営農・維持管理作業を請け負う定年帰農者による組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。
- ・シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地

を集積していく。

- ・地元産の農産物を使ったイベントを実施し、集落への集客を図っていく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・流通・加工に取り組み、6次産業化を推進していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、パイプラインの保全管理、排水溝の修理
- ・清掃、防草シートの設置、空き缶拾いを行っていく。

上河北集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

上河北

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人

14 経営体

新たな農地集積面積

1.2ha (区域内の農地面積 61ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・集落外の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農業施設の長寿命化、耕作放棄地の防止など農用地の維持、農村環境の保全に努める。
- ・農用地の機能の維持向上を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業により基幹排水路の整備を進める。(平成28、29年)
- ・湿田が多く、農作業の効率が悪いことから、暗渠の再整備により乾田化を進める。

皿谷集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

皿谷

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人

1 経営体

新たな農地集積面積

0.02ha (区域内の農地面積 8ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・ 集落の営農を維持するため、米以外の特産物として、集落にゆかりのある新規就農者がキクラゲ栽培に取り組む。
- ・ 米以外に、地域の特産品としてキクラゲの生産に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	皿谷	令和3年3月18日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	8ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.02ha
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区の過疎化が進んでおり、集落に在住している農家は3戸である(令和2年現在)。

水稻は3戸が市内(市街地)から通って耕作を行っているが、次世代の後継者の確保は困難な状況である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の営農を維持するため、米以外の特産物として、集落にゆかりのある新規就農者がキクラゲ栽培に取り組む。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	0 経営体	0ha	0.02ha
認定農業者(法人)	0 経営体		
集落営農法人	0 経営体		
認定新規就農者	1 経営体		
その他	0 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

米以外に、地域の特産品としてキクラゲの生産に取り組む。

笹谷、野口、四ツ合集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

笹谷、野口、四ツ合

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

新たな農地集積面積

5ha（区域内の農地面積 58ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・ 稲作については、認定農業者等が中心になって担うとともに、個人農家が耕作できなくなった農地は集落営農組織が引き受けることにより、当該地区の営農体制を維持していく。
- ・ 園芸については、中心経営体の園芸農家が担うとともに、若手就農者を受け入れる。
- ・ 高齢化により耕作できなくなった農家は、集落営農組織に耕作を委託する。集落営農組織は、大型機械や草刈機の導入により省力化・低コスト化を行うとともに、認定農業者等が集落営農組織に協力し、営農体制の維持を図る。
- ・ 集落営農組織については、法人化に向けて検討する。
- ・ 園芸農家が野菜（ハウレンソウ、トマト、レタス、キャベツ、スイートコーン等）、果樹（ぶどう、メロン等）、花き（水仙等）の生産を行う。また、農産物の加工（葉寿司、かきもち等）を行う。
- ・ 電気柵、ワイヤーメッシュや檻を設置し、鳥獣害の防止に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	笹谷、野口、四ッ合	令和3年3月18日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	58ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5ha
(備考)	

- 注1: 「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: この面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当該地区は、中山間地域に位置し条件不利な農地が多く、農業者の高齢化も進展してきている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

稲作については、認定農業者等が中心になって担うとともに、個人農家が耕作できなくなった農地は集落営農組織が引き受けることにより、当該地区の営農体制を維持していく。

園芸については、中心経営体の園芸農家が担うとともに、若手就農者を受け入れる。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	2 経営体	31ha	36ha
認定農業者(法人)	0 経営体		
集落営農法人	1 経営体		
認定新規就農者	1 経営体		
その他	2 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

< 農地集積に関する方針 >

高齢化により耕作できなくなった農家は、集落営農組織に耕作を委託する。集落営農組織は、大型機械や草刈機の導入により省力化・低コスト化を行うとともに、認定農業者等が集落営農組織に協力し、営農体制の維持を図る。

集落営農組織については、法人化に向けて検討する。

< 園芸品目の導入方針 >

園芸農家が野菜(ホウレンソウ、トマト、レタス、キャベツ、スイートコーン等)、果樹(ぶどう、メロン等)、花き(水仙等)の生産を行う。

また、農産物の加工(葉寿司、かきもち等)を行う。

< 鳥獣被害防止対策の取組方針 >

電気柵、ワイヤーメッシュや檻を設置し、鳥獣害の防止に取り組む。

清水杉谷集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和3年3月18日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

清水杉谷

2. 結果を取りまとめた年月日

令和3年3月18日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	4 経営体
法人	3 経営体

新たな農地集積面積

30ha (区域内の農地面積 45ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・生産組織を法人化して、農地中間管理機構を介した農地集積、基盤整備を実施し、後継者の育成(組合作業への参加の働きかけ、オペレーター養成) を図っていく。
- ・農地所有者は、原則として農地中間管理機構を活用して農地貸付を行う。また、基盤整備の完了後(本換地後) に、農地の集約化に取り組む。
- ・水田農業の低コスト化による担い手育成や持続的な農業経営を図るため、排水施設の改良や区画拡大等の基盤整備に取り組む。
- ・収益性の高いキャベツ等の園芸作物の生産に取り組んでいく。
- ・当集落では、現在も菅(すげ) の栽培を行っており、これからもすげ笠の伝統を引き継いでいけるよう、地区で連携して取り組んでいく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	清水杉谷	令和3年3月18日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	45ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	26ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30ha
(備考) 生産性の向上を図るため基盤整備の実施意向がある。	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>耕作者が高齢化してきている。また、機械が老朽化してきているが、後継者がおらず、誰が営農を担っていくか課題となっている。</p> <p>また、土地改良事業で区画整理を行ってから年数が経過しており、施設の老朽化、水路の沈下等が生じていることから、排水機能が低下して湿田状態にある。</p>

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>生産組織を法人化して、農地中間管理機構を介した農地集積、基盤整備を実施し、後継者の育成(組合作業への参加の働きかけ、オペレーター養成)を図っていく。</p>

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	2 経営体	11ha	41ha
認定農業者(法人)	3 経営体		
集落営農法人	0 経営体		
認定新規就農者	2 経営体		
その他	0 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

< 農地の貸付け等の意向、農地中間管理機構の活用方針 >

農地所有者は、原則として農地中間管理機構を活用して農地貸付を行う。また、基盤整備の完了後(本換地後)に、農地の集約化に取り組む。

< 基盤整備への取組方針 >

水田農業の低コスト化による担い手育成や持続的な農業経営を図るため、排水施設の改良や区画拡大等の基盤整備に取り組む。

< 園芸作物の導入方針 >

収益性の高いキャベツ等の園芸作物の生産に取り組んでいく。
また、当集落では、現在も菅(すげ)の栽培を行っており、これからもすげ笠の伝統を引き継いでいけるよう、地区で連携して取り組んでいく。